凍結胚の保存更新

※便宜上、ご夫婦（奥様／ご主人様）と表記しております。事実婚の場合には（本人/パートナー）と読み替えてください。

原則ご夫婦２人でご来院ください。

（入院中や出産直前直後等特別な事情がある場合、ご夫婦どちらかの来院でも手続可能です）

WEB 予約または記録道アプリから【凍結更新手続き】でご予約のうえ、ご来院ください。

【手続き期間】

凍結結果時にお渡しした「培養結果報告書」に記載の凍結応当日の翌日～１か月以内となります。

（例：凍結日 2026 年 10 月 1 日の場合、毎年 10 月 2 日～11 月 1 日が手続き期間となります）

※凍結日より前にご来院されても、保険診療上手続きができませんのでご注意ください。

【必要書類】

●ご夫婦お二人で来院　または　奥様（本人）のみ来院の場合

1.凍結胚の保存期間延長申請書（←ダウンロード・印刷し、ご署名のうえご持参ください）

2.胚の凍結保存更新同意書（←ダウンロード・印刷し、ご署名のうえご持参ください）

3.奥様の QR コード

4.奥様のマイナンバーカード　または　資格確認書

5.戸籍等書類（婚姻関係のわかるもの・3 ヶ月以内発行の原本・続柄記載のある住民票可）

●ご主人様のみ来院の場合

1.凍結胚の保存期間延長申請書（←ダウンロード・印刷し、ご署名のうえご持参ください）

2.胚の凍結保存更新同意書（←ダウンロード・印刷し、ご署名のうえご持参ください）

3.奥様の QR コード（スクリーンショット・写真可）

4.奥様のマイナンバーカード　または　資格確認書

5.戸籍等書類（婚姻関係のわかるもの・3 ヶ月以内発行の原本・続柄記載のある住民票可）

6.ご主人様の顔写真つき本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等）

【費用】 2026 年 10 月 1 日現在

●保険更新：12,000 円程度

●自費更新：44,000 円

【保険更新・自費更新について】

●保険更新　　医師との話：要　（保険更新の場合は、医師との話が必要です）

保険移植が可能な方で、更新より１年以内に移植を希望される方は、保険適用での更新となります。

保険更新後 1 年以内に移植されなかった場合、次の更新時は **1 年以内に移植予定でも**自費更新となります。

（自費更新後の移植術については、保険適用可能です。）

※保険適用での移植回数制限について

40 歳未満：通算 6 回まで　/　40 歳以上 43 歳未満：通算 3 回まで

詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

●自費更新　　医師との話：必須ではありません※

※自費更新でも医師との話希望の場合は、予約入力時「医師とのお話を希望されますか」→「はい」を選択してください。

１年以内に移植を希望されない方、保険適用対象外の方は、自費での更新となります。

凍結胚の保存期間延長申請書

中林レディースクリニック
　　院長　中林幸士　殿

私達夫婦は、中林レディースクリニックにて(凍結日※:　20　　年　　月　　日)
に凍結保存された胚に関して、保存期間の１年延長を希望し、ここに依頼します。

※培養結果報告書に記載の凍結日をご記入ください。

20　　年　　月　　日

住所　〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

本人　（ 妻 ）　　診察券番号

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（自署）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

配偶者（ 夫 ）　　氏名（自署）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【更新月しかお手続きが出来ませんのでご注意ください】

胚の凍結保存更新　同意書

中林レディースクリニック
　院長　中林幸士　殿

このたび、私達は不妊症に対する治療として胚の凍結保存を希望し、
以下の事柄について、十分理解し納得しましたのでここに同意書を提出し、
胚の凍結保存による不妊治療を受けることを希望致します。

＜下記項目を読み、全ての項目に☑のうえ署名をお願いします＞

☐ 当院では、凍結日より１年間凍結保存を行います。保存期間延長手続きを１年に１回行っていただくことで保存期間の延長は可能です。

☐ 凍結保存期限は、凍結結果と一緒にお渡ししている培養結果報告書に記載しておりますのでご自身で凍結保存期日をご確認いただき手続きをお願いいたします。

☐ 当院から凍結保存期限に関するご連絡はしておりません。

☐ 原則として手続き期間を過ぎてからの更新手続きはできません。

☐ 以下の事態が生じた場合、凍結保存胚は廃棄処分いたします。
1） ご夫婦のいずれか、または両方が死亡・行方不明の場合
2） 死亡や離婚等により、夫婦でなくなった場合
3） 更新の意思表示がない場合、連絡が取れない場合
4） 手続き期間内に凍結保存更新手続きが完了されていない場合
5） 女性の生殖年齢（50 歳）を超えた場合

☐ 手続き期間内に凍結保存延長手続きが完了されておらず、すでに廃棄処分済であった場合の異議申し立ては一切受け付けません。

☐ 凍結胚の保存期間延長手続き後の返金はいたしかねます。

☐ 胚凍結代及び保存期間の延長代は、予告なく変更される場合があります。

☐ 胚凍結の通常の作業中や天災や災害等の不可抗力によって生じ得る胚の損傷・喪失に関して、当院は責任を負いません。

☐ 不妊治療を中止する事由が生じた場合は速やかにお申し出ください。

年　　月　　日

ID＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

妻（氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

夫（氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※本人の意思に基づく証明として、必ず自筆で署名をお願いしております